

「久御山町みなくるタウン企業立地促進条例」(案) 及び「久御山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(通称:久御山町みなくるタウン環境施設面積・緑地面積緩和条例)」(案) に関する意見の募集結果について

1 意見の募集期間

令和5年9月26日(火)～令和5年10月25日(水)

2 対象者

町内在住、在勤、在学の方、本条例に利害関係を有する(進出希望)企業

3 募集方法

新市街地整備課、ゆうホール、総合体育館、いきいきホール、荒見苑、まちの駅クロスピアくみやま、あいあいホールの施設窓口、町ホームページ、町公式LINEで閲覧可能。

意見書は、新市街地整備課あて持参、郵送、FAX、E-mailにて提出。

4 意見の提出 2名から4件の意見の提出

5 意見の内容

【久御山町みなくるタウン企業立地促進条例】

番号	ご意見	ご意見に対する町の考え方など
1	条文中に定義を記載する必要があるのではないか。	第1条の目的の次に定義の条文を追記します。
2	第7条の指定企業の取消しについて、町税条例第62条に規定する税率により算出した税の全部又は一部の納付をさせるとあるが、その場合の課税方法は。	指定企業に対しては、第4条のとおり、軽減措置としまして固定資産税率を100分の0.7として課税することとします。なお、第7条による指定の取消し等があった場合は、町税条例第62条に規定する税率(100分の1.4)により算出し、全部又は一部を納付いただくこととなります。
3	附則の第2条中で「課される」とあるが、その期間中に「取得する」とした方が企業側にメリットがあると思うが。	地域未来投資促進法に基づく計画期間内(令和6年4月～令和11年3月)に地域をけん引する立地企業の固定資産税を優遇するという理念に基づき、計画期間内に合わせ、令和11年3月31日までに「課される」と定めております。

【久御山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例】

番号	ご意見	ご意見に対する町の考え方など
1	条文中に目的を記載する必要があるのではないか。	第1条では、この条例における趣旨を定めております。その中で、「目的」についても盛り込むこととします。